

五監公告第17号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年11月2日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

会計課

3. 監査の期間

令和3年9月30日～令和3年10月27日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
人事異動により収支命令職員が変更となっているが、その支出命令印鑑が未届となっているものが散見された。確認し提出を求めるなど適切な事務処理に努められたい。	該当する収支命令職員に対し速やかに支出命令印鑑の届出を依頼し、全て提出を確認いたしました。同届出書が未提出の場合は再度の提出依頼を行うなど、課内で周知徹底を図りました。 今後は、このようなことがないように十分注意し適切な事務処理に努めてまいります。